

官製談合再発防止に係る検討結果報告書

令和 7 年 3 月

日 高 川 町

はじめに

本報告書は、令和5年9月に本町副町長が官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害で逮捕から起訴（後に、加重収賄で起訴）となり、さらに令和6年2月に本町建設課長が官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害で逮捕・起訴され、兩人ともに有罪判決が確定するという本町を揺るがす大きな事件が起きました。今回の不祥事は町政に対する町民の信用と信頼を大きく損なうこととなり、私を含め全職員が重く受け止めなければならないものであります。

今回の事件を受け、町では公判の傍聴や裁判記録の確認、職員への聴き取りなどにより、事件が起こった背景等の把握に努めるとともに、有識者、関係者等で組織する「日高川町官製談合再発防止検討委員会」を立ち上げ、事件の原因究明、再発防止策の協議、入札制度の検証等について検討を進めてまいりました。

今後、不祥事を二度と起こさない組織体制を構築するため、委員会からの答申を真摯に受け止め、再発防止に向けた具体的な行動に全職員が一丸となって取り組み、信頼回復に努めてまいります。

ここに日高川町は強い決意を持って、官製談合には関わらないことを誓います。

令和7年3月21日

日高川町長 久留米 啓史

目 次

1.	事件の概要	1
1.1	談合事件発覚の発端	1
1.2	談合の件数および時期	1
1.3	談合に至った理由	1
1.4	談合の方法	2
1.5	発生原因：防止できなかった理由	2
2.	入札制度の検証	2
2.1	日高川町の入札・契約制度の現状	3
2.2	日高川町の入札環境の特徴	3
2.3	和歌山県内他市町村における入札制度との比較	6
2.4	日高川町の現行制度の問題点	7
2.5	日高川町の入札制度に対する評価	8
3.	再発防止	9
3.1	官製談合防止の基本方針	9
4.	談合防止への具体的提言	9

付属資料

1. 事件の概要

日高川町官製談合再発防止検討委員会が設置される端緒となった2つの事件（以下「本件談合事件」という。）は、次のとおりである。

- (1) 令和5年9月21日、当時の副町長が、官製談合防止法違反・公契約関係競売入札妨害の被疑者として逮捕、また、同年10月12日、同罪の別件の被疑者として再逮捕され、これらの罪により起訴されるとともに、別途加重収賄2件でも起訴され、令和6年3月21日、上記各罪により有罪判決（懲役2年6月、執行猶予4年）を受けた。
- (2) 令和6年2月1日、当時の建設課長が、官製談合防止法違反・公契約関係競売入札妨害の被疑者として逮捕、これらの罪により起訴され、同年7月19日、上記各罪により有罪判決（懲役1年6月、執行猶予3年）を受けた。

1.1 談合事件発覚の発端

日高川町は、川辺町、中津村及び美山村の3町村の合併により、平成17年5月1日に誕生し20年を迎えようとしているが、本件談合事件と同様の行為は、合併以前から延々と引き継がれてきたようである。

本件談合事件は、以前から談合に関与していた日高川町内の建設業者が、談合の話し合いに入れてもらえず、落札機会が減ったことに不満を持ち、自ら警察に申し出たことで発覚したものである。

1.2 談合の件数および時期

裁判記録によれば、本件談合事件と同様の行為は、3町村合併以前より20年以上に亘って繰り返されてきたものであることが窺われ、土木一式工事を中心に、建設課発注のほぼ全ての工事の他、農林業関係や教育委員会所管の工事においても、同様の談合行為が行われてきた可能性も排除できない。

1.3 談合に至った理由

一般的に入札に当たって適切な競争性が確保されることは、入札参加業者の積算力や施工計画立案力さらには施工技術力の向上を促し、入札参加業者の経営力を高めることに繋がるものと期待されている。

本件談合事件については、日高川町建設業協同組合が中心的な役割を担い、その組合員である建設業者（以下「組合員」という。）の利益を誘導することなど、下記の項目を目的としたものであると考えられる。

- (1) 組合員の受注件数と利益の確保
- (2) 組合員への利益誘導
- (3) 非組合員に対する受注妨害

1.4 談合の方法

本件談合事件の流れの概略を以下に示す。

- (1) 日高川町建設業協同組合の理事長（以下「理事長」という。）が、非公表の情報（基準額等）を知る管理職である副町長及び建設課長（以下「副町長等」という。）にその開示を依頼する。
- (2) 依頼を受けた副町長等が、理事長に基準額等を漏洩する。
- (3) 理事長は、受注を希望する組合員を募り、基本的に旧町村単位の組合員による話し合いによって受注予定者を決定する。
- (4) 受注予定者が決定すると、組合員である入札参加者に対しては入札金額が指示され、これにより受注予定者の落札確率を向上させる。

なお、本件談合事件では基準額に加えて指名業者名簿も漏洩しており、談合に参加しない者（主として組合員でない者）が指名されている場合は、組合員が等間隔で入札金額を並べることもあった。

1.5 発生原因：防止できなかった理由

永年にわたって談合が繰り返されてきたにもかかわらず、これまで談合を防止できなかった理由として、以下のことが挙げられる。

(1) 日高川町側

・談合防止への取組み不足

- ①チェック機能の欠如（入札結果の検証の怠り）
- ②入札制度の不備
- ③公益通報制度の不備
- ④担当者の固定化

日高川町においては、入札後の入札金額の分布状況から談合が疑われる場合があったにもかかわらず、町はそれを掘り下げて考察することができていなかったことは大いに反省すべき点である。今後は、一定数を抽出して入札結果を検証することも必要である。

(2) 建設業者側

・日高川町への働きかけの常態化

(3) 日高川町・建設業者双方

・コンプライアンス意識・倫理観の欠如及び誤った認識

2. 入札制度の検証

官製談合についての再発防止策の検討にあたっては、入札制度の現状を把握した上で、談合の構造、方法、背景等についての検討を行うこととする。この検討にあたっては、入札制度など談合に関わる全ての事項を精査するとともに、公共工事の品質を確保するものでなければならない。

2.1 日高川町の入札・契約制度の現状

日高川町では町内業者の育成・受注機会確保のため、町内業者が施工可能な工事については町内業者を優先した「指名競争入札」を令和6年12月まで採用してきた。

指名競争入札制度の現状について、その概要を以下に示す。

2.1.1 入札の流れ

- (1) 入札参加者の選定は、日高川町建設工事入札参加者指名基準に基づき請負業者選定委員会において選定し、競争性を確保するため原則として10社以上の入札参加者を指名。
- (2) 町内業者が施工可能な工事については、町内業者に優先的に発注。
- (3) 町内業者のみでは競争性が確保されない場合には、入札参加資格者名簿に登録されている町外業者を含め選定。
- (4) 設計金額に応じて、入札参加可能ランク付け。(※1)
- (5) 工事における品質確保を図るため、予定価格1500万円（消費税額は含まない。以下記載金額についても同様。）以上の工事においては総合評価落札方式を適用。
- (6) (5)以外にあっては、地域要件（川辺地区および中津・美山地区の2地域）を適用した上で、制限価格の範囲内での最低価格落札方式を採用。
- (7) 予定価格(※2)は入札前に公表し、最低制限価格(※3)は入札後に公表。

※1 ランク付け：県のランク付け総合点数に、町独自点数を加えた町でのランク。（日高川町では、AからDランク）表1参照

※2 予定価格（設計金額）＝直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費

※3 最低制限価格＝基準額×ランダム係数（0.9850～1.0150）

（基準額＝直接工事費×100％＋共通仮設費×90％＋現場管理費×90％＋一般管理費×68％）

・但し、算出した価格が予定価格の9.5／10を超える場合は9.5／10とし、7.5／10に満たない場合は7.5／10を適用

2.2 日高川町の入札環境の特徴

2.2.1 ランク付け

工事の品質確保のためには、構造物の要求性能を実現することができる技術力を有する建設業者と契約する必要がある。そのため、建設業者についてはその技術力や信頼度を評価した上で、発注基準額に応じて入札参加資格を与え、A～Dの4ランクに格付けされている。日高川町の格付けに必要な総合点数は表1のとおりである。

なお、このランク付け基準は和歌山県業者評価制度（経営事項審査における総合
 評定値に和歌山県の実情に合った評価項目による得点を加えたもの）に準拠し、町
 独自の点数を加えたものである。

表 1 日高川町内業者のランク分け（土木一式工事）

ランク	格付けに必要な総合点数
A	1000 点以上
B	880 点以上～1000 点未満
C	750 点以上～880 点未満
D	750 点未満

建築工事一式・管工事・塗装工事など土木一式工事以外については、入札参加資格
 認定者が少ないためランク付けなし

2.2.2 地域性を考慮した条件付加

日高川町は平成 17 年に 3 町村が合併し誕生した町であり、広大な町域を有し、
 公共工事の発注件数が多く、建設業者数も多い。

また、入札は、合併当時から現在に至るまで旧町村単位による地域性を考慮し
 た条件が付加されており、令和 7 年 1 月からは「一般競争入札」が導入されて
 いるとはいえ、地域性を考慮した条件付加は維持されている。

2.2.3 建設業者数と発注工事数の推移

表 2 に示すように、町の過去 3 年間の業者数は 51～52 社と横ばい状態で、ラン
 ク別建設業者数についても大きな変動はなく、半数が A ランクである。

参考として、日高川町を除く御坊日高管内 1 市 5 町の建設業者数は、13～37 社
 であることから、日高川町の業者数は圧倒的に多いことがわかる。

表 2 町内建設業者数の推移

（単位：業者数）

	ランク	R 3	R 4	R 5	発注基準額（※）
建設業者数	A	2 8 (26)	2 6 (26)	2 6 (26)	≥3000 万円
	B	1 1 (7)	1 5 (8)	1 5 (8)	≥1500 万円
	C	4 (0)	4 (2)	5 (2)	≥500 万円
	D	8 (3)	6 (0)	6 (0)	<500 万円
計		5 1 (36)	5 1 (36)	5 2 (36)	

※発注基準額：各ランクが入札に参加することができる予定価格帯

（ ）は日高川町建設業協同組合加入業者

表 3 には、日高川町の過去 3 年間の発注工事数の推移を示している。過去 3 年の発
 注件数は微増であるが、大規模工事の増加や物価高騰による資材費や人件費の高騰、

また設計時における経費の増額見直しの影響もあり、予定価格 1500 万円以上の総合評価方式による入札件数は、1.5 倍となっている。

表 3 発注工事数の推移

(単位：件数)

	ランク	R 3	R 4	R 5	発注基準額
発注件数	A	1 3	1 6	2 4	≥3000 万円
	B	1 7	1 6	2 1	≥1500 万円
	C	3 9	4 7	3 5	≥500 万円
	D	2 7	2 8	2 8	<500 万円
		2 9	3 1	2 3	<250 万円
		1 9	1 2	2 2	≤130 万円
全発注件数		1 4 4	1 5 0	1 5 3	
総合評価数（内数）		3 0	3 2	4 5	≥1500 万円

2.2.4 落札率（※）の推移

表 4 に発注基準額が 500 万円未満、500 万円～1500 万円未満および 1500 万円以上の建設工事の落札率（平均）の推移を示す。なお、1500 万円未満にあつては最低価格方式、1500 万円以上にあつては総合評価方式である。

※ 落札率：予定価格（設計金額）に対する落札額の割合のこと（落札額／予定価格）。

表 4 最低価格方式と総合評価方式の落札率の推移

(単位：%)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	備 考
最低価格方式	93.23	93.12	92.98	92.79	94.00	<500 万円
	93.43	93.59	92.99	93.40	94.29	1500 万円>～≥500 万円
総合評価方式	93.00	93.85	93.30	93.97	94.78	≥1500 万円
町外業者参加の入札件数	26	20	17	24	24	

一般的に談合行為は受注金額の高止まりを意図するものであると考えられているが、日高川町の落札率の状況からはそれほど明確な傾向は見受けられない。

国土交通省の「入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果（R4 年調査）」によれば、和歌山県下の 30 市町村それぞれの競争入札平均落札率は、83.1%～99.0%に分布している。また、30 市町村の平均落札率は 91.3%（中央値 91.05%）であり、日高川町の 93.3%（R3 年度）は若干高めであることが分かる。

なお、日高川町の令和 5 年度の落札率が若干高くなっているが、同年度は災害復旧

工事件数が例年より増加したところ、災害復旧工事は現場の困難性などにより高い落札率となることが多いという事情が影響しているものと考えられる。ちなみに、令和5年度の災害復旧工事のみの平均落札率は94.98%である。

2.3 和歌山県内他市町村における入札制度との比較

現在把握している他市町村の入札制度を表5に示す。

表5 県内市町村の入札制度

(R6.7 現在)

入札制度	市町村名
一般競争入札	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、有田川町、那智勝浦町、太地町、串本町
指名競争入札 (一般競争入札 未導入)	御坊市、高野町、湯浅町、広川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、古座川町、北山村

表5に示すように、県下において一般競争入札を導入しているのは、8市7町であり、その実施率は50%である。全国では80%を超える市町村で導入されている。

また、総合評価落札方式を採用（試行導入を含む）している市町村は、日高川町を含め8市12町村である。(20市町村/30市町村=66.7%) ちなみに、全国的には同方式の導入率は61.4%である。

(入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について(国土交通省 HP より))

2.4 日高川町の現行制度の問題点

一般的な「指名競争入札」と「条件付き一般競争入札」の違いを表6に示す。

表6 一般的な指名競争入札と条件付き一般競争入札の違い

項目	指名競争入札	条件付き一般競争入札
入札参加資格	申請期間内に申請書類を提出し、入札参加資格の認定を受ける	同左
格付け（ランク）	入札参加資格認定通知書には、格付けの記載なし	入札参加資格認定通知書に、入札に参加できる格付け（ランク）が記載
入札公告	入札公告はなし （指名業者以外は工事の概要・条件を知ることはいできない）	工事ごとに、工事の概要や入札参加条件を公告。HPで閲覧可能
通知	工事を実施する部署等から、入札日時などの「指名通知」あり	入札等の通知なし
入札参加方法	指名された者のみが参加可	公告された入札への参加条件を満たしていれば、誰でも参加可。 入札参加資格の認定を受けている事業者自らが、入札に参加する工事を選定し、入札に参加。
資格審査	入札時点での資格審査なし	最低価格入札者に対し、技術資料の提出を求め、その工事の入札参加条件を満たしているか審査される（総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く）
落札決定	開札の結果、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が落札者となる。 （総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く）	開札の結果、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が最低価格入札者となり、入札参加条件を満たしている場合、落札者となる。（総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く）

（建設工事にかかる（新公共調達制度）の手引き（和歌山県）より抜粋）

2.4.1 日高川町の指名競争入札制度

表6に示すように入札参加者の選定方法には、「指名競争入札」と「条件付き一般競争入札」がある。両者とも入札参加資格の認定を受ける必要があるが、前者は、「指名通知」を受けてはじめて入札に参加する資格が得られ、後者は入札公告を確認して参加する資格を有するかを各業者自らが判断する。

そのため、「一般競争入札」については、参加者数の予想がつきにくいのに対して、「指名競争入札」においては、日高川町では、指名業者数を10社程度としてい

ることと相俟って、入札参加者が誰であるかという予想が付きやすいことから、談合のおそれが高まると考えられている。

また、日高川町では指名通知を受けた業者が、設計図書の閲覧時に、業者名及び閲覧者名を署名することとしているため、閲覧に訪れた指名業者が自社以外のどの業者が指名を受けて、当該入札に参加しようとしているのかが分かる状況であることから、談合につながる可能性がより高まっていたと言える。

2.4.2 地域要件の設定

日高川町内を複数のより狭い地域に区割りして、当該区域内の業者のみに入札参加資格を与える地域要件を付加しているため、指名される業者の予想が付きやすくなる。もとより同じ業界であり、旧町村時代より気心が知れた者同士が情報交換や協力関係にあることも少なくないと考えられ、受注調整（談合）の下地はあったと考えられる。

2.5 日高川町の入札制度に対する評価

- ①入札参加者の選定は、日高川町建設工事入札参加者指名基準に基づき請負業者選定委員会において行っていたが、県内市町村の多くで、指名基準や落札決定基準（総合評価方式）が公表されており、日高川町において、これを公表しない合理的理由は見当たらない。
- ②町内業者が施工可能な工事の指名にあたって町内業者を選定することは、町内業者の育成、地域経済の活性化の観点から有効と考えるが、業者は法律・規則を遵守するという前提があつてのことであり、本件談合事件を始めとした一連の談合行為は、この前提が崩れたものと評価せざるを得ない。
- ③予定価格 1500 万円未満の工事では、地域要件（川辺地区および中津・美山地区の 2 地域）を適用していることは、入札参加業者を特定しやすくしていることに繋がり、町内を 2 地域に分けた地域要件適用の継続は必然性に乏しいと思われる。
- ④日高川町では、予定価格は事前公表とし最低制限価格は事後公表としているが、閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」によれば、予定価格、最低制限価格ともに事後公表することとされているところである。本件談合事件は事後公表としていた最低制限価格を漏洩したものであるが、まずは執務体制の改革や職員の研修制度の充実等により対応すべきものであって、最低制限価格を事前公表することによる弊害に対する対策等を講じることなく、安易に最低制限価格を事前公表すべきとの立場には与することができない。

3. 再発防止

3.1 官製談合防止の基本方針

いかにして談合を防止するかとの検討にあたっては、インフラ等の品質確保及びその担い手の確保等地域社会の持続可能な発展を目指しつつ、町民からの信頼回復を図る必要がある。

以下に、2.5 で示した現在の入札制度への評価を踏まえ、公共工事の品質確保を図りつつ、談合を防止するにあたっての基本的な方針を示す。

- (1) 公正で公平な入札制度の確立
- (2) 競争性・透明性の確保
- (3) 談合防止の仕組みづくり

4. 談合防止への具体的提言

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている状況にあり、また、地球温暖化の影響で気象等に関する特別警報の発表も多くなっている中、災害の未然防止を含め、災害に強い町づくりを推進し、災害発生時の速やかな復旧と安全確保を図るためには、インフラ整備を担う建設業者の育成は重要である。

他方、少子高齢化、人口減少に歯止めがかからない時代においては、持続的な社会を維持するため、行政は予算の効率的かつ効果的な執行が欠かせないことは当然である。

係る危機的とも言える状況下において、官製談合が行われていたという事態は、到底住民の理解が得られるものではない。

前章までの検証ならびに官製談合防止の基本方針に基づき以下に提言をまとめる。

(1) 入札制度における公平性・競争性の確保

①一般競争入札の導入と地域要件の撤廃

日高川町の「指名競争入札」は、日高川町建設工事入札参加者指名基準に基づき請負業者選定委員会において選定していたとはいえ、業者指名の過程が不透明であり、恣意的な運用の恐れがあるとされていることに加え、日高川町においてはその地域的な事情も相俟って、入札参加者が誰であるかという予想がつきやすく談合の恐れが高まる可能性が高いことに鑑み、「指名競争入札」は廃止し、「一般競争入札」を導入すべきである。

また、町内を旧町村単位の 2 つの地域に分けた地域要件（川辺地区及び中津・美山地区）の付加についても、公平性・競争性を高めるという観点から撤廃すべきである。

②基準額の扱い

本件談合事件は、現在事後公表としている最低制限価格を導くための基準額について、建設業者がこの金額を知るために職員に近づき、当該職員がこれを漏洩したものである。閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措

置に関する指針」では、入札前に公表すると当該価格の近傍への入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札前には公表しないものとする」と明記されている。

また一方で基準額を公表することで職員の無用なプレッシャーを取り除き、職員を守るということも考えられるが、地域の建設業者が技術力・経営力を高め、発展・継続するよう基準額の事後公表を継続し、談合等に対して厳格化による抑止力の向上を図り、町の執行体制の強化や相互の倫理教育等の充実を図ることにより、不正に対する排除措置を徹底すべきである。

③入札情報の公開

公共調達の監視等に必要な情報や入札参加資格の設定等、町がとった措置については、特段の不都合が無い限り積極的にホームページ等で公表するよう求める。これにより、談合等不適切な入札の執行に対する住民による監視が期待できるところである。

④健全な建設業者の確保

公正で公平な入札制度への見直し、競争性・透明性の確保のためには、その一方で不良・不適格事業者の排除に取り組む必要がある。

ペーパーカンパニー等に代表される不良・不適格事業者を放置することは、適正な価格競争を妨げ工事の適正な品質及び施工体制の支障となることから、町に届けられている営業所がその実態と一致していない業者、一括下請けの禁止違反、不適切な施工体制など、建設業法に違反する事業者等に対し、厳格な姿勢で排除に向け取り組むべきである。

(2) 厳罰化による抑止力の向上

①談合に関与した者に対するペナルティの強化・拡大

ペナルティを厳格化することで、官製談合に関するリスクを高め、職員はもとより建設業者にも、そのことを認識させることによって、不正行為を抑制すべきである。

談合に関わった建設業者には、発覚後直ちに入札参加資格停止措置を講じることは当然であるが、日高川町では長きに亘り談合が繰り返されていたことが窺えることから、談合に関与した事業者に対しては参加資格取消し等の厳罰を科すことや工事請負契約約款に基づく違約金の拡充などを図り、あわせて談合行為への関与の有無を認定する手続きについても、迅速に対応できるように関係規定を整備すべきである。

また、談合行為によって町に損害を与えた場合には、それに関与した町職員や事業者等に対して、損害賠償を請求することのルール化を図るべきである。

(3) 執務体制の改革

①入札・契約事務の見直し

日高川町では事業を実施する部署が、入札から契約までの事務を一貫して行ってきたが、入札に関する情報が特定の部署に集中していたことから、町組織内部での相互監視機能が減殺され、情報漏洩リスクが高まったと考えられる。このため、入札・契約事務については、工事を担当する部署から分離し、改組した上で、独立した部署において所管する体制を構築することが望ましい。

よって、契約や入札を担当する部署と、事業を実施する部署を分けること、さらに、属人化を防ぐためにマニュアル化・権限の分散化を検討されたい。

②人事異動の適切な実施

特定の職員を、長期間、同じ部署に配属することが不正を発生させるリスクを高めていたと言える。同一ポジションでの長期間の配置により、職員と建設業者との密接な関係が築かれると、不正の誘発や当該職員が無用のプレッシャーを受けることにつながる可能性がある。

職員と建設業者との間の適度な緊張関係を維持し、職員の精神的な負担軽減、不正への誘惑の遮断を図るため定期的な配置転換を行うべきである。

③電子入札システムの導入

電子入札システムの導入は、業者がシステム上で必要な手続きを進められるため、職員と業者の直接的な接触を避けることができる。また一般競争入札導入に伴う事務負担の軽減にも有効であることから、電子入札システムの積極的な導入を検討すべきである。

(4) 倫理教育・研修制度の充実

①定期的な研修の実施

職員が不正行為に対するリスクや責任を正しく理解し、談合行為に絶対に関与することがないように、倫理や規範に関する基本的な教育、コンプライアンスに関する一般的な原則を理解するための定期的な職員研修を実施すべきである。

また、利害関係者からの物品の提供や接待の有無について、定期的に報告させることを町の制度として構築すべきである。

②官製談合防止マニュアルの作成

官製談合防止マニュアルは、職員が業務上の行動を判断する際の指針となり、実際の業務において官製談合を未然に防ぐ役割を果たすものであることから、職員に対し官製談合のリスクや対策を具体的に示し、組織全体での不正防止を徹底するため、マニュアルの早期作成に取り組むべきである。

③「官製談合決別宣言」の発出

日高川町が町民及び日高川町が実施する入札に参加しようとする者に対して不正行為根絶への明確なメッセージを発信し、不正行為が許されない環境を整えることで、公正な入札や契約が維持されるものである。不正行為がどのような法的・

社会的リスクを伴うかを明確に伝え、町との関係における透明性確保の重要性を解説し、コンプライアンス意識の向上を促す必要がある。

そのためにも、日高川町が「談合決別宣言」を行い、町民及び日高川町が実施する入札に参加しようとする者に対し談合や不正行為の根絶を目指す強い決意を示すとともに、不正が発覚した場合の厳正な対処を明言することにより、入札参加者に対し公正な競争の重要性の再確認を促し不正に対する抑止力の強化を図るべきである。

(5) 監視・検証体制の強化

①入札監視委員会（仮称）の設置

落札率や契約状況等の監視を行う体制を構築すべきである。

これにあたっては、官製談合の防止を図るとともに、入札プロセスの透明性を高めるため、学識経験者等からなる入札監視委員会（仮称）を設置することが有効であると考ええる。第三者の目を通じて入札手続きを監視、評価することで、公正で透明性のある入札が維持され、不正の発生リスク低減が期待されるところである。

また、同委員会は、その議事を住民に公開すべきである。公開することにより、住民が主体的に不正行為の監視に参加できるようになり、入札事務のより一層の透明性が確保され、住民の疑念払拭に繋がることが期待されるところである。

②内部通報制度

裁判記録によれば、官製談合行為の存在を薄々気付いていた職員も居るようであるが、特段の対応が取られてこなかったことが窺える。職員のこうした「事なかれ主義」を是正するにあたり、内部通報制度の充実は不可欠であり、特に、外部窓口の設置により、匿名性の確保や公益通報者保護を図り、職員が不安なく通報できる環境を整えるべきである。

また、コンプライアンス研修や定期的な監査による制度評価を通じ、実効性のある内部通報制度を構築することで、組織全体での不正行為に対する抑止力の強化が期待される。

【付属資料】

- (1) 日高川町官製談合再発防止検討委員会 設置要綱
- (2) 日高川町官製談合再発防止検討委員会 名簿
- (3) 委員会の開催
 - 第 1 回 令和 6 年 5 月 21 日
 - 第 2 回 令和 6 年 7 月 23 日
 - 第 3 回 令和 6 年 11 月 28 日
 - 第 4 回 令和 6 年 12 月 25 日
 - 第 5 回 令和 7 年 1 月 30 日
 - 第 6 回 令和 7 年 2 月 27 日

日高川町官製談合再発防止検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町において発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反事件が起こったことについて、町民の信頼回復と原因究明及び再発防止策を協議することを目的に、日高川町官製談合再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 官製談合防止法違反事件の原因究明
- (2) 官製談合防止法違反に係る再発防止策の協議
- (3) 入札制度の検証
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、町長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による協議結果を書面で町長に報告するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務担当は、総務課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めがない事項については、委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○日高川町官製談合再発防止検討委員会委員名簿

令和6年4月～

	氏 名	所 属 等	備 考
委員長	中本 純次	和歌山工業高等専門学校名誉教授	
委 員	楠見 和紀	元和歌山県技監	
委 員	石倉 誠也	弁護士	
委 員	西 育雄	元日高川町監査委員	
委 員	戸根 康文	日高川町役場 参事・総務課長	